# 財務委員会規程

制定: 平成 18 年 6 月 30 日

(目的)

第1条 本規程は、日本保全学会(以下、「本会」という)定款第42条に基づいて設置された委員会の 活動のうち、本会の財務を監視・助言するための基本事項を定める。

(役割)

- 第2条 本委員会の役割は、次のとおりである。
  - (1) 本会財務の管理方法に関し、適切に助言する。
  - (2) 本会の財務基盤の健全性を確保する必要がある時には、方策を提言する。その実行については企画運営委員会で検討する。

## (組織・任期等)

- 第3条 本委員会の委員は、会員(正会員)の中から選任する。具体的には、財務委員選考委員会が審議のうえ財務委員の候補者を選任し、理事長が理事会の承認を経て委嘱する。なお、財務委員選考委員会は理事長、財務委員長及び財務委員会が指名した会員(合計約3名)から構成される。
  - 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、交替または増員により委嘱された場合は、 前任者または他の現任者の任期と同様とする。
- 第4条 本委員会には委員長1名を置く。また、必要に応じて、副委員長、幹事を複数名置くことができる。任期は委員の任期に順じ、再任は妨げない。
  - 2 委員長は委員の互選にて選任し、副委員長、幹事は、委員長が委員の中から指名する。委員長は、理事長が理事会の承認を経て委嘱する。

(運営)

- 第5条 委員長は本委員会を招集し、主査する。副委員長は委員会主査に関し委員長を補佐し、委員長 に不慮の事故等があるときにはその職務を代行する。
- 第6条 本委員会の開催は、年度末及び年度初めの開催を原則とする。
  - 2 本委員会開催の必要性が生じたと判断される場合には、原則として委員長はこれを考慮し、委 員会を開催する。
  - 3 緊急を要する審議等に関しては、委員長の判断で書面(電子メール、FAX等)又はweb会議により本委員会を開催し、審議を行うことができる。
- 第7条 本委員会は、委員の過半数(委任状を含む)の出席により成立する。
  - 2 議決を要する案件については、出席者の過半数をもって決する。
- 第8条 その他の 運営に必要な事項は、運営内規に定める。

# (委員会の権利)

- 第9条 本委員会は、本会の財務に関する報告を受ける権利を持つ。
  - 2 事務局は、本委員会に協力しなければならない。

#### (議事録の作成)

第10条 本委員会の議事録は、原則として副委員長又は幹事又は指定された委員が作成する。議事録は、 事務局が保管する。

# (事務局)

第11条 本委員会の事務局は本会の事務局が務める。

## (その他)

第12条 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則(平成19年3月22日)この変更規程は、平成19年3月22日から施行する。附則(平成21年7月13日)この変更規程は、平成21年7月13日から施行する。附則(2020年6月29日)この変更規程は、2020年6月29日から施行する。